

国立健康危機管理研究機構
遺伝子組換え生物等実験実施規程

国立健康危機管理研究機構遺伝子組換え生物等実験実施規程

(目的)

第1条 この規程は、国立健康危機管理研究機構（以下「機構」という。）における遺伝子組換え生物等に係る実験の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「遺伝子組換え生物等」とは、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（以下「遺伝子組換え生物等規制法」という。）第二条第二項に定める遺伝子組換え生物等をいう。

2 この規程において、「使用等」とは、遺伝子組換え生物等規制法第二条第三項に定める使用等をいう。

3 この規程において、「拡散防止措置」とは、遺伝子組換え生物等規制法第二条第七項に定める拡散防止措置をいう。

(理事長の役割)

第3条 理事長は、機構における遺伝子組換え生物等の使用等に関し必要な措置を講じるものとする。

(事業部門の長の役割)

第4条 事業部門の長は、所掌する事業部門における遺伝子組換え生物等の拡散防止措置に関する事務を管理する。

2 本規定の細則に定める遺伝子組換え生物等の拡散防止措置に関することについては、事業部門の長が専決処理をすることができる。ただし、重要又は異例に属する事項については、その内容及び性質に応じ、理事長の決裁を受けるものとする。

3 事業部門の長は、当該事業部門において遺伝子組換え生物等の使用等をする場合には、当該事業部門における遺伝子組換え生物等の拡散防止措置について定めた本規程の細則の案を作成し、理事長の決裁を受けるものとする。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。